



平成 26 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社 ベ ル ク
代 表 者 名 代表取締役社長 原島 功
(コード番号 9974 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 上田 英雄
(TEL. 048-579-1111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 4 月 21 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 5 月 23 日開催予定の第 55 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 自然エネルギー等の発電事業への取組を視野に入れて、現行定款第 2 条（目的）に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 当社は、埼玉県大里郡寄居町にある本社を平成 27 年 2 月 28 日までに埼玉県鶴ヶ島市へ移転する予定であります。このため、現行定款第 3 条（本店の所在地）の変更を行うものであります。また、本変更に係る経過的な措置を定めるため、附則（変更案附則第 1 条及び第 2 条）を設けるものであります。
- (3) 現行定款第 4 条（公告の方法）について、その公告の方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更するものであります。また、やむを得ず電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。
- (4) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式の権利を限定するための規定を導入したく、定款第 8 条（単元未満株式についての権利）を新設し、条文の新設に伴い条数の繰り下げを行うものであります。
- (5) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第 194 条に規定する単元未満株式の買増し制度の導入をしたく、定款第 9 条（単元未満株式の買増し）を新設し、条文の新設に伴い条数の繰り下げを行うものであります。
- (6) 今後の業容拡大に備えて、現行定款第 18 条（取締役の員数）を 10 名から 12 名に変更するものであります。
- (7) 今後の取締役会におけるグループガバナンスの一層の強化のため、現行定款第 21 条（役付取締役）、第 22 条（代表取締役）及び第 23 条（業務執行）の変更を行うものであります。

- (8) 社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、現行定款第 26 条（取締役の責任免除）に第 2 項として社外取締役の責任限定契約の規定を追加するものであります。なお、この追加規定に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (9) その他、条番号の記載方法、表現の変更と明確化、字句の修正等、定款全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 5 月 23 日
定款変更の効力発生日	平成 26 年 5 月 23 日

以上

(別紙)

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 生鮮魚介類の加工並びに販売 2. 青果物及び惣菜類の加工並びに販売 3. 食肉類の加工並びに販売 4. 加工食料品の販売 5. 飲食店営業 6. 日用品雑貨及び化粧品の販売 7. 衣料品の販売 8. 塩、たばこ、米穀の販売 9. 酒類販売 10. 書籍雑誌、玩具の販売 11. 生花、園芸植物及び園芸用品の販売 12. 医薬品、医療用具の販売 13. 寝装寝具の販売 14. 時計、カメラ、運動用品、インテリア用品の販売 15. 不動産の売買、仲介並びに斡旋 16. 不動産の賃貸及び管理 17. 金銭の貸付及び金銭の貸借の媒介並びにクレジットカード取扱業 18. 商品券、その他の金券の売買 19. 前各号に掲げる事業を営む企業の経営指導及び業務受託 20. 前各号に附帯する一切の業務 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を埼玉県<u>大里郡寄居町</u>に置く。 (公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u> (新設) (新設)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 生鮮魚介類の加工並びに販売 2. 青果物及び惣菜類の加工並びに販売 3. 食肉類の加工並びに販売 4. 加工食料品の販売 5. 飲食店営業 6. 日用品雑貨及び化粧品の販売 7. 衣料品の販売 8. 塩、たばこ、米穀の販売 9. 酒類販売 10. 書籍雑誌、玩具の販売 11. 生花、園芸植物及び園芸用品の販売 12. 医薬品、医療用具の販売 13. 寝装寝具の販売 14. 時計、カメラ、運動用品、インテリア用品の販売 15. 不動産の売買、仲介並びに斡旋 16. 不動産の賃貸及び管理 17. 金銭の貸付及び金銭の貸借の媒介並びにクレジットカード取扱業 18. 商品券、その他の金券の売買 19. <u>自然エネルギー等による発電事業及びその管理運営並びに電気の供給、販売等に関する業務</u> 20. 前各号に掲げる事業を営む企業の経営指導及び業務受託 21. 前各号に附帯する一切の業務 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を埼玉県<u>鶴ヶ島市</u>に置く。 (公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>電子公告とする。</u> 2. <u>事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u> (単元未満株式についての権利) 第8条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>次条に定める請求をする権利</u> (単元未満株式の買増し) 第9条 <u>当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと(以下、「買増し」という。)を当</u> <u>会社に請求することができる。但し、当</u> <u>会社が当該請求にかかる株式を保有してい</u> <u>ない場合は、この限りではない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定</u>し、これを公告する。 (株式取扱規則) 第9条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の方法については、法令又は定款に定めるもののほか取締役会で定める株式取扱規則による。 第10条～第13条 (条文省略) (決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 第15条～第16条 (条文省略) (取締役会の設置) 第17条 当社は取締役会を置く。 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 第19条～第20条 (条文省略) (役付取締役) 第21条 取締役会の決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 (代表取締役) 第22条 取締役社長は、当会社を代表する。 2. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役の中から、会社を代表すべき取締役を選定することができる。 (業務執行) 第23条 取締役社長は当会社の業務を統轄し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及びその他の取締役は、取締役社長を補佐し、定められた事項を分掌する。 2. 取締役社長に事故がある時には、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。	(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告する。 (株式取扱規則) 第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・<u>買増し</u>、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の方法については、法令又は定款に定めるもののほか取締役会で定める株式取扱規則による。 第12条～第15条 (現行どおり) (決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 第17条～第18条 (現行どおり) (取締役会の設置) 第19条 当社は、<u>取締役会</u>を置く。 (取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。 第21条～第22条 (現行どおり) (役付取締役) 第23条 取締役会の決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、<u>取締役副会長</u>、取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 (代表取締役) 第24条 取締役社長は、当会社を代表する。 2. 取締役会の決議によって、取締役会長、<u>取締役副会長</u>、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役の中から、会社を代表すべき取締役を選定することができる。 (業務執行) 第25条 取締役社長は当会社の業務を統轄し、取締役会長、<u>取締役副会長</u>、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及びその他の取締役は、取締役社長を補佐し、定められた事項を分掌する。 2. 取締役社長に事故がある時には、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

現 行 定 款	変 更 案
第24条～第25条 (条文省略) (取締役の責任免除) 第26条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として免除することができる。 第27条～第32条 (条文省略) (監査役及び監査役会の設置) 第33条 当会社は監査役及び監査役会を置く。 第34条～第36条 (条文省略) (常勤監査役) 第37条 監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。 第38条～第42条 (条文省略) (監査役の責任免除) 第43条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として免除することができる。 2. 当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 (補欠監査役) 第44条 法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第35条の規定を準用する。 3. 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。 4. 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。 (会計監査人の設置) 第45条 当会社は会計監査人を置く。	第26条～第27条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第28条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として免除することができる。 2. 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 第29条～第34条 (現行どおり) (監査役及び監査役会の設置) 第35条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。 第36条～第38条 (現行どおり) (常勤監査役) 第39条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。 第40条～第44条 (現行どおり) (監査役の責任免除) 第45条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として免除することができる。 2. 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 (補欠監査役) 第46条 法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第37条第2項の規定を準用する。 3. 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。 4. 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。 (会計監査人の設置) 第47条 当会社は、会計監査人を置く。

現 行 定 款	変 更 案
第46条～第48条 (条文省略) (会計監査人の責任免除) 第49条 当会社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金3千万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 第50条 (条文省略) (期末配当金) 第51条 当会社は株主総会の決議によって毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。 (中間配当金) 第52条 当会社は、取締役会の決議によって毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。 第53条 (条文省略) (新設)	第48条～第50条 (現行どおり) (会計監査人の責任免除) 第51条 当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金3千万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 第52条 (現行どおり) (期末配当金) 第53条 当会社は、株主総会の決議によって毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。 (中間配当金) 第54条 当会社は、取締役会の決議によって毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。 第54条 (現行どおり) 附則 (本店の所在地) 第1条 第3条（本店の所在地）の変更は、平成27年2月28日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。 第2条 本附則第1条及び本条は、同条が定める本店移転日の経過をもってこれを削除する。